

「川崎医学会誌・一般教養篇」投稿規定

1. 投稿資格

投稿者は原則として川崎医学会会員に限るが、対応責任著者(Corresponding author)が会員であれば、会員外からの投稿も認める。

2. 掲載される論文

- (1) 川崎医学会誌・一般教養篇（以下本誌という）に掲載される原稿は原著論文を主とし、総説等も含む。本誌はオンラインで刊行する。（二重投稿の禁止：本誌に投稿中の論文と同じ内容の論文を原著論文雑誌に投稿してはならない。また他の原著論文誌に記載済み、または投稿中の論文を本誌に投稿してはならない。）
- (2) 原稿は原則として日本語、英語、仏語、独語で書かれたものとする。
- (3) 欧文で書かれた原稿には原則として欧文の著者抄録（500語以内）をつける。
和文で書かれた原稿には和文の著者抄録（500字以内）および、欧文の著者抄録（500語以内）をつける。
- (4) 原稿の長さは刷上がり15頁以内とし、これを超えた場合超過分（上限20頁）には実費を課する。カラー図表のオンライン掲載は無料とする。刷り上がり1頁は、欧文の場合40ストローク80行、和文横書きの場合1596字、和文縦書きの場合1550字である。
- (5) 参考文献は本文に引用されたもののみにとどめ、引用番号は、本文の引用順による。
- (6) 共著者の数は、必要最小限とする。

3. 原稿

- (1) 原稿は、A4判の用紙に欧文の場合ダブルスペースで、和文の場合42文字×35行で印字したものおよび電子情報の形に変換したものを提出する。
- (2) 欧文原稿の第1頁目には、表題、著者名、全著者の研究機関名、受理欄、キーワード（欧文和文ともに6語以内）、ランニングヘッド、対応責任著者（氏名、研究機関名、住所、電話、FAX番号、Eメールアドレス）を記入する。和文原稿の場合には、それらの和文名も記入するが、ランニングヘッドは和文のみ、対応責任著者名は欧文のみとし、研究機関の和文住所は必要ない。以下、著者抄録、本文、謝辞、付録、注、参考文献の順にし、図、表、写真およびそれらの説明を添付する。

なお、川崎医科大学において、教室が倉敷市松島と川崎医科大学総合医療センターの両方に教室員が居る場合にも、責任著者の住所は、責任著者が通常診療を行っている所在地の住所を記載する。

また英文も和文の記載法に準ずる。

In the case of Kawasaki Medical School, if the author's department is located in the Kawasaki Medical School General Medical center, the affiliation and address should be [Department of OXO, Kawasaki Medical School General Medical Center, Kawasaki Medical school, 2-6-1 Nakasange, Kita-ku, Okayama, 700-8505, Japan. Even in the same department by multiple authors, if the place of hospital is divided into Kurashiki and Okayama, change the number of affiliation. For example, 1) Department of XXX, Kawasaki Medical School, 577 Mastushima, Kurashiki, 701-0192, Japan. 2) Department of XXX [even same as 1)], Kawasaki Medical School General Medical Center, Kawasaki Medical School, 2-6-1 Nakasange, Kita-ku, Okayama, 700-8505, Japan.

- (3) プリンターで印刷されたものおよび電子情報の形に変換したものを提出する。
- (4) 図、表、写真の刷り上がりの寸法は、2段組み本文の寸法に一致させる。すなわち、欧文と和文横書き原稿では、横は6.8cmまたは14.3cm、縦は最大20.6cm、和文縦書き原稿では、縦は10.1cmまたは20.7cm、横は最大14.2cmである。

4. 受理・採否

- (1) 投稿先は「川崎医学会誌・一般教養篇」編集委員会とする。
- (2) 編集委員会が受理した日を受理年月日とする。
- (3) 本誌投稿規定1～3に違反している原稿は受理しない。
- (4) 投稿論文の採否は編集委員会が行う。

5. 校正・別刷

- (1) 校正は著者の責任において行い、原則として誤植の訂正に限る。
校正時原文と著しく異なる訂正をした場合、実費を課する。
- (2) 掲載論文の別刷を希望する場合、白黒印刷30部までは無料とし、それを超えるものは個人負担とする。
カラー印刷は部数に関わらず有料とする。なお、掲載論文のダウンロードは無料とする。

6. 著作権

本誌に掲載の論文、総説、症例報告、学術エッセイの著作権は川崎医学会に帰属するものとする。